

野々市市学校給食用物資納入業者の登録申請に係る注意事項

野々市市教育委員会が発注する学校給食用物資の安定した品質及び供給を確保することにより、安全で安心な学校給食の提供を行うため、給食用物資を納入する業者の募集をいたします。

応募される方は、この案内、納入マニュアル及び品質・規格書をよくお読みの上、登録申請書を提出してください。

1. 食品の分類

分類名		代表的な物資例
1	乾物一般、海藻類、漬物類、缶詰類、油脂類（サラダ油等）	車麩・スパゲティ・にぼし・ひじき・みかん缶・ごま油
2	調味料全般、果汁類、調理酒類	味噌・醤油・酢・マヨネーズ・レモン果汁
3	冷凍食品類	冷凍インゲン・ギョーザ・冷凍食パン
4	乳製品、油脂類（バター等）	生クリーム・チーズ・ヨーグルト・バター
5	魚類	イカ短冊・鮭切り身・むきえび
6	肉類（ハム等の食肉加工品を含む）	鶏ひき肉・豚肉スライス・ベーコン
7	豆腐類（油揚げ等を含む）	絹ごし豆腐・薄揚げ
8	こんにゃく	板こんにゃく・突きこんにゃく
9	練り製品（かまぼこ、ちくわ、はんぺん）	焼きかまぼこ・ふかし・はんぺん
10	鶏卵	
11	青果物	
12	菓子類	まんじゅう・ゼリー・ババロア
13	調理用品（紙カップ・アルミカップ等）	紙カップ・アルミカップ
14	その他（上記に分類できないもの）	

2. 登録審査基準

次のすべてに該当する方が、納入業者の登録の申請ができます。

- ・食品に関する法律が遵守されていること。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ・申請書中「12. 遵守事項」及び、「野々市市学校給食用物資納入マニュアル」をすべて守ること。
- ・給食用物資について安全・良質・適正な価格・品質規格に合ったものを安定供給することができること。
- ・製造加工業については、保健所の食品衛生監視評点が良好であること。
- ・納税義務が履行されていること。

3. 登録申請期間

令和8年6月1日～令和8年6月26日

(土日祝日を除く、平日8:30～16:45)

郵送可(6月26日までに必着)

4. 登録の決定

申請書・添付書類を基に市学校給食センター連絡会が審査を行い、野々市市学校給食用物資納入業者登録通知書または不登録通知書を送付します。

5. 登録期間

令和9年4月1日～令和11年3月31日

6. 登録の一時停止または取消

次に該当する場合は登録を一時停止し、または登録を取消することがあります。

- ・登録審査基準を満たさなくなった場合
- ・遵守事項に違反した場合
- ・その他登録業者として不適当と認める場合

問い合わせ

野々市市中学校給食センター

電話 076-246-3066